

令和5年第2回本部町議会臨時会会議録

招 集 年 月 日	令和5年5月12日		
招 集 場 所	本部町議会議場		
開 閉 会 日 時 及 び 宣 言	開 会	令和5年5月12日	午前10時02分
	閉 会	令和5年5月12日	午後0時01分

※ 出席並びに欠席議員は下記のとおりである。

出 席 12 名 欠 席 1 名 欠 員 1 名

議席番号	氏 名	出席等別	議席番号	氏 名	出席等別
1	仲 程 清	出	9	仲宗根 須磨子	出
2	長 濱 功	〃	10	崎 浜 秀 昭	〃
3	山 川 竜	〃	11	比 嘉 由 具	〃
5	松 田 大 輔	〃	12	座間味 栄 純	欠
6	欠 員		13	喜 納 政 樹	出
7	伊良波 勤	出	14	具志堅 勉	〃
8	具志堅 正 英	〃	15	松 川 秀 清	〃

※ 会議録署名議員

2 番	長 濱 功	3 番	山 川 竜
-----	-------	-----	-------

※ 地方自治法第121条の規定により、説明のため本会議に出席した者は次のとおりである。

町 長	平 良 武 康	副 町 長	上 原 正 史
産 業 振 興 統 括 監	並 里 力	住 民 生 活 統 括 監 兼 総 務 課 長	仲宗根 章
住 民 課 長	安 里 孝 夫	子 育 て 支 援 課 長	崎 原 誠
福 祉 課 長	大 城 尚 子	建 設 課 長	渡久地 要
健康づくり推進課長	松 本 一 也	農 林 水 産 課 長	平安山 良 信

※ 本会議に職務のため出席した者

事 務 局 長	屋富祖 良 美	主 任 主 事	與那嶺 卓
---------	---------	---------	-------

議 事 日 程

5月12日（金） 1日目

日程番号	議案番号	件 名
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定の件
3	報告第2号	専決処分の報告について〈学校給食共同調理場改築工事（機械）〉 (報 告)
4	議案第24号	専決処分の承認を求めることについて（職員の給与に関する条例） (議案説明・審議・採決)
5	議案第25号	専決処分の承認を求めることについて（本部町税条例の一部を改正する条例） (議案説明・審議・採決)
6	議案第26号	専決処分の承認を求めることについて（本部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例） (議案説明・審議・採決)
7	議案第27号	本部町ガラス系資源リサイクル施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について (議案説明・審議・採決)
8	議案第28号	令和5年度本部町一般会計補正予算について (議案説明・審議・採決)
9	決議第1号	議員派遣の件 (採 決)

○ **議長 松川秀清** ただいまから令和5年第2回本部町議会臨時会を開会します。

開 会（午前10時02分）

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりでございます。

日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって2番 長濱 功議員及び3番 山川 竜議員を指名します。

日程第2．会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日5月12日限りの1日間にしたいと思っております。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって会期は、本日5月12日限りの1日間に決定しました。

日程第3．報告第2号 専決処分の報告についてを議題とします。

本案について、提出者の報告を求めます。町長。

○ **町長 平良武康** おはようございます。実質的にコロナも終息したとみております。これからその後、議員各位の皆さんと、また執行機関共にこれまで以上に町民福祉のために活発に活動できればと思っておりますので、改めてよろしく願いいたします。

それでは議案の提案をいたします。令和5年第2回本部町議会臨時会におきまして、1件の報告と5件の議案を提出してございます。その内訳は、専決処分の報告が1件、専決処分の承認議案が3件、条例の一部改正議案が1件、補正予算議案が1件となっております。

説明に当たりまして、副町長、教育長ほか担当課長が行いますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○ **議長 松川秀清** 建設課長。

○ **建設課長 渡久地 要** 報告第2号についてご説明いたします。

報告第2号 専決処分の報告について。地方自治法第180条第1項の規定により、下記事項について別紙のとおり専決処分したので同条第2項の規定に基づき報告する。令和4年第7回本部町議会（定例会）で議案第52号をもって議決された「本部町学校給食共同調理場改築工事（機械）に係る請負代金額の変更契約を締結したことについて。令和5年5月12日提出、本部町長 平良武康。

次のページをお願いします。専決処分書。工事請負契約について、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。本部町学校給食共同調理場改築工事（機械）について、契約金額「2億5,289万円」を「2億5,770万8,000円」に変更し改定契約を締結する。令和5年4月12日、本部町長 平良武康。481万8,000円の増額となっております。

次のページのA3の資料をご覧ください。工事場所は、字山川にあります学校給食共同調理場改築工事の現場であります。この図面上に示されている青色の線が上下水道の給水管を表してお

ります。今回変更に係る箇所は、給水管の施工に影響があると分かった赤色に塗られている部分にあった木の伐採・伐根及び運搬処分等に係る費用となっております。請負業者は有限会社沖工設となっております。以上で報告を終わります。

○ 議長 松川秀清 これから質疑を行います。質疑ありませんか。8番 具志堅正英議員。

○ 8番 具志堅正英 それでは、もう少し詳しい説明をお願いします。

この水色の部分が給水管ですけれども、この給水管を通すためにこの赤色の部分を伐採整地と今説明がありましたが、元の設計だとここにかからない設計だったと思うんですが、なぜ設計を変更したのか。それとも新たに不具合が生じたのか。その辺詳しい説明をお願いします。

○ 議長 松川秀清 建設課長。

○ 建設課長 渡久地 要 8番、具志堅議員にご説明いたします。

当初この木の伐採・伐根等は解体工事で予定しておりました。今回の改築工事に伴う機械設備、今回は給水管に当たるんですけれども、給水管の施工に当たって木の直接的な影響ではなくて、根っこの直接的な影響が分かりまして、今回変更の対象として契約の変更を行っております。

○ 議長 松川秀清 休憩します。 休 憩（午前10時11分）

再開します。 再 開（午前10時11分）

建設課長。

○ 建設課長 渡久地 要 8番、具志堅議員にご説明いたします。

給水管の施工ルートも若干ではありますが変わっております。なるべく避けるように施工しようとは検討したんですけれども、今回避けられないということが分かりまして変更としております。以上です。

○ 議長 松川秀清 8番 具志堅正英議員。

○ 8番 具志堅正英 現場を見ると、この部分、町道からの入り口、今まで使っていた車で出入りする入り口の右側部分がこの給水管で通るんですけれども、見た感じ、そんなにまで伐採してここを整地するような広さにかかるのかなと思うんですが、一応前の設計図を見ると少し、直線的じゃなくて結び目のほうで道路側との間に、何というんですか、今の設計図と変わっていますよね、完璧に。前は道路をちゃんと通して、入り口のところにのり面があったところを少し削れば通れるんじゃないかと思うんですけれども、その辺はできなかつたんですか。

○ 議長 松川秀清 休憩します。 休 憩（午前10時12分）

再開します。 再 開（午前10時13分）

建設課長。

○ 建設課長 渡久地 要 8番、具志堅議員にご説明いたします。

すみません、先ほど若干ルートが変更になり給水管の施工ルートが変更になりましたと説明いたしましたが、今確認したところ、ルートは変わっていないと。今回の図面は正確な図面ではなくてちょっと略図ということで提出させていただいておりますが、ルートは変わっていないということです。

今回、なぜここまでやるかという、ブロック塀がここにありまして根っこがブロック塀で止まっていると、大丈夫だという判断で当初計画はしておりました。今回、ブロック塀を超えて根っこが出ているのが確認できたということで変更の対象として、かつこの大部分を整地しないでもいいんじゃないかというご質疑ですけれども、ここは最終的に地区内の、施設内の排水を一時的に貯留する——貯留というか浸透ますを建設する予定で、それで解体時に全部伐採する予定でもあったので、今回施工に当たって工程上先行して工事したほうがいいという判断の下、変更の対象としております。以上です。

○ 議長 松川秀清 8番 具志堅正英議員。

○ 8番 具志堅正英 解体工事のときに整地する予定で、排水ますを造るのはいいんですが、これ当初から計画されていたなら大体今分かりそうなものだけど、わざわざ今回じゃなくても、解体のときにはできなかつたんですか。

○ 議長 松川秀清 建設課長。

○ 建設課長 渡久地 要 8番、具志堅議員にご説明いたします。

解体のときに当初計画しておりましたけれども、今回の給水管の施工に伴って、掘削範囲の中で根があることが分かりましたので、変更の対象として変更契約しております。以上です。

○ 議長 松川秀清 ほかに質疑ありませんか。3番 山川 竜議員。

○ 3番 山川 竜 質疑したいんですが、まずこの地図で伐採箇所・伐根箇所というのは丁寧に説明していただいて、場所が大変分かりやすいなと思うんですが、その反面、その場の状況といえますか、この地図だけでは分からない。写真があれば我々もどういった状況でこの伐採・伐根がされているというのが分かりますので、もう少し丁寧な資料をとるところで、状況が分かる写真というのは必要なのかなと思います。今この地図だけを見ると専決処分で480万円ここにかかっているわけですね。町民の税金をかけているわけですから、この場の雰囲気をもっと分かりやすく、写真を持って報告をしていただきたい。そうじゃなければ丸の箇所、今水道管は大きな丸の箇所にかかっているのは分かるんですけども、その下の、右下の少し小さな伐採箇所・伐根箇所というところがなぜここにかかるのかとか、そういったものに少し疑問を持たざるを得ませんので、その場の雰囲気が分かる写真、資料の提出もお願いします。以上です。

○ 議長 松川秀清 建設課長。

○ 建設課長 渡久地 要 3番、山川議員にご説明いたします。

最後にありました下の部分の伐採・伐根については、今回の水道、機械の工事、給水だけではなくてここは今後出てくる送電線、通信線の引込み柱を立てる予定でありまして、その影響範囲にも入っているというのが、影響範囲になりそうというのが分かりましたので、そこで今回変更対象としてこちらは見ております。現況の写真等、分かりやすいような、説明ができるような資料ということなんですけれども、今後内部で検討させていただいて、添付できるかどうかというのを検討させていただきたいと思います。以上です。

○ 議長 松川秀清 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

報告第2号 専決処分の報告についてを終わります。

日程第4. 議案第24号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本案について提出理由の説明を求めます。住民生活統括監兼総務課長。

○ **住民生活統括監兼総務課長 仲宗根 章** 議案第24号をご説明いたします。

専決処分の承認を求めることについて。職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めます。令和5年5月12日提出、本部町長 平良武康。

提案理由、新たに統括監の職務を設置したことに伴い、職員の給与に関する条例の一部を改正する必要がある。これが、この議案を提出する理由であります。

次のページをお願いいたします。専決処分書。地方自治法第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がないことから、次のとおり専決処分する。記、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。令和5年4月1日、本部町長 平良武康。

別紙で改正しておりますが、新旧対照表で説明をいたします。参考資料の7ページをお願いいたします。A4横になります。7ページ目で説明をさせていただきます。先ほど提案理由でも説明いたしましたが、統括監の職務を新たに設置しております。それに伴いまして現行、本町の給与の号級が6級まででございますが、7級を新設して統括監の給料表を新たに設置しているものが1つ目でございます。

そして13ページをお願いいたします。13ページ目の左下、現行が右の表、改正しているものが左の表になりますが、左下の7級に統括監の職務ということで入れております。以上でございます。

○ **議長 松川秀清** これから質疑を行います。13番 喜納政樹議員。

○ **13番 喜納政樹** それでは何点か質疑をさせていただきます。

まずは、今回臨時議会ですが、副町長、そして両統括監、そして建設課長の新たな議会を構成する行政当局の職員の皆様、これからまた業務にしっかりと邁進していただき、町民福祉のためにお互い頑張っていければと切に私も考えております。

特に今回、統括監という新たな職を設置したということでもあります。我々としてもこの統括監という職がどういった職務になるのか。この職務ができたことにより行政当局の業務の流れや、町民福祉、町政に対してどのような影響があるのかというのは、本来であれば我々としても議論の上中身をしっかりと吟味……、吟味というのはちょっと言葉の間違いですね。しっかりと把握した上で行政当局とも相対しながら討論することを私は望んでおりましたが、しかし今回この専決処分という中で職員の給与に関する条例の一部を改正する条例という形で出てきたことに関しては、私は少し驚きと、これは明らかに議会軽視であるということをおっしゃるを得ません。

まず1点目、理由として地方自治法第179条第1項の規定による、議会を招集する時間的余裕

がないことから専決処分したということではありますが、時系列から追っていくと、3月9日に3月定例議会があり、その施政方針の中で、町長は統括監設置に関することをおっしゃいました。行政当局としては流れとしてもその時点で関係条例、関係規則の整備に動くべきだと思っておりました。しかし、その議会ではそれもなく、その後4月1日に専決して今に至っているということではありますが、時間的余裕がないということをおっしゃっておりますが、まずは3月9日から3月17日の3月定例議会の議事を延長してでもまずはそれを専決ではなく、条例の改正をすべきだったという時間もあります。なお、それができなかつたとしても3月17日から3月31日まで2週間あります。その中でなぜ臨時議会を行わなかつたのか。そういった意味からもすると議事を招集する時間的余裕がないということはその理由に当たらないと私は思っておりますが、そこら辺どういふご見解なのか説明を求めたいと思います。

もう1点、新たに統括監の職務を設置したとおっしゃっていましたが、我々議会の中ではいつ設置したのかがまず分かりません。なのでどのような形で設置したのかの説明をお願いいたします。まずはこの2点をお伺いします。

○ 議長 松川秀清 住民生活統括監兼総務課長。

○ 住民生活統括監兼総務課長 仲宗根 章 13番、喜納議員にご説明いたします。

まず第1点目の時間的余裕がなくの専決処分の理由でございますが、今回、議員おっしゃるとおり本来ならば議会の延長、あるいは臨時議会というのがなすべきところであったというのは承知しております。臨時議会での開催も視野に入れておりましたが、申し訳ございませんがどうしても間に合わないというのが現状でございます。その理由としまして、議会開会中は議会対応に相当な時間を強いられます。私も担当もですね。そのためまずは議会の優先をさせていただきました。その後、統括監の関係条例、規則、その他例規等改正に取りかかったところでありますが、年度末ということもありまして、通常の業務も年度末は非常に多ございます。そして改正作業も全ての本町の例規、青い例規集の1、2ですね、あれに目を通して改正するところを抽出していきます。その作業に相当数の時間を要しました。併せまして関係機関との調整にも時間を要しました。本来ならば外部委託という選択もありますけれども、期間が短かつたために外部委託もできない状況でございました。よって、ぎりぎりの4月1日に専決処分をさせていただいたということがこの経緯でございます。

2点目のいつ設置したか、統括監の設置でございますが、統括監設置の関係規則を4月1日に施行、これは規則でございますが、4月1日に施行したところでございます。以上です。

○ 議長 松川秀清 13番 喜納政樹議員。

○ 13番 喜納政樹 今説明を伺いましたが、議会対応が忙しくて、その条例の制定などそういった事務作業ができなかつたということではございますが、前回3月の町長の答弁、具志堅議員の一般質問の答弁の中で、たしか前々からこの統括監の職務は考えていたとおっしゃっていましたが、そうであればその準備をしっかりとすべき、作業をやるべきなのが当局の仕事なんじゃないかなと思っておりますが、そこら辺の落ち度もありますし、最大の当局の、私が指摘したいの

は今回の議会軽視のこともありますが、こうして統括監本人を目の前にしてこういった議論をしないといけないのは私としても心苦しい。まさに出鼻をくじくような議論になってしまわないか私もとても気にはしておりますが、しっかりとした受け皿の中で統括監という、並里統括監は出向という形で来てもらっておりますので、その出向先にも申し訳ないし、そういった関係、条例規則の整備はやるべきだったと。何を置いてもそれはやるべきだったと私は思っております。そういった今このスタートの時点でこういった議論をする中で、並里統括監、今後の仕事为抓手とできるのかと私は危惧をしております。そこら辺はしっかりと町長を中心に副町長にはやっていただきたい。我々議会もただここに座って、専決だからといって賛成するわけではありません。承認するわけではありません。いい悪いというのは、我々議会の声は住民の声、我々は住民の代表です。町長と一緒に。そこら辺をしっかりと軽視しないで対応していただきたいと私は思います。

あと、先ほど、今回の統括監の設置は規則の中で設置されたということでありましたが、我々は誰もそれを何も聞いておりませんし、その改正した規則も後で全議員にできれば配付していただきたいと思えます。その中の今回の統括監の設置というのは、私は行政組織の変更というのは機構改革そのものだと思っておりますが、なぜそれを課の設置条例のように条例にしなかったのか。規則で統括監という職務を設置したのか。そこら辺の説明も願いたいと思えます。

もう1点、この給料表ですが、先ほど総務課長の説明もありましたとおり、3月議会の中で、かなりせわしかったんでしょう。様々な団体との調整などもあって4月1日に何とか専決処分をしたということではありますが、そういった中でこの給料表というのが、じゃあその専決した時点でちゃんと存在していたのかどうか。私はそれが今の議論をしている、説明を受けた中でしっかりとした給料表というのがあったのかというのも疑問に感じますが、そこら辺まで説明を願います。

○ 議長 松川秀清 住民生活統括監兼総務課長。

○ 住民生活統括監兼総務課長 仲宗根 章 13番の喜納議員にご説明をいたします。

2点ありまして、まず1点目の機構改革で、条例で定めるべきではなかったかということですが、地方自治法第158条第1項に規定する部分だと思われま。ちょっと読ませていただきます。「長は、その権限に属する事務を分掌させるため、必要な内部組織を設けることができる。この場合において、当該普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の設置及びその分掌する事務については、条例で定めるものとする。」となっております。直近下位の組織は条例で定めなければなりません。本町の直近下位の組織というのは課というふうに捉えております。ですので、課設置条例は条例で定めております。統括監におきましては、組織ではなく職務だというふうな解釈でございます。これは他自治体を参考にさせていただきました。例えば、沖縄県におきまして政策調整監は全ての部を網羅して副知事と部長の間に政策調整監を置いております。そちらは要綱で定められております。県内他自治体におきましても似たような調整監、あるいは統括監を置いておりますが、いずれも規則または要綱のほうで設置しているというのが現状でござ

ございますので、本町もそれを参考にいたしまして、このような規則でもって制定しているところでございます。

あと給料表の存在でございますが、4月1日に専決処分いたしておりますので、4月1日に存在ということでございます。以上です。

○ 議長 松川秀清 13番 喜納政樹議員。

○ 13番 喜納政樹 では、最後ですので、課ではなく職務であるということでありました。であれば、これ極端な解釈をするとそのときの首長が、極端な例ですよ、首長の考え一つでその職務をつくったり、給与を上げたり下げたりするというのが、極端な例でいうと議会を通さなくても首長の権限を縛ることができなくなると。過去にもそういった事例が、そういう極端な例ではありませんがあったと思います。なので我々それをするのであれば議会の中で議論するべきだったと。しっかりと統括監の職務の説明、こういった町長の政策を実現するためにそういったポスト、職務が必要であるということを議会の中で説明した上で、そういった関係条例の整備をしてそのポストを職務を設置するべきだったとその流れを取るべきだったと思っております。我々は何も分からないまま、現在でも議長も読めないぐらいあんな長い、住民何ですか統括監というようなポストをつくってしまったというのは、これは少し、やはり最後に町長にお伺いしたいんですが、町長のお考えが行政当局、もしくは我々にもしっかりと伝わっていなかったんじゃないかと私は思っております。町長がやりたい政策や、これまでやってきたことは私評価もしますし、町民福祉のために日夜働いているということも分かっております。しかし、町長に足りないところもございます。しっかりと当局の皆様と話をした上で、すばらしいこれだけ、並里さんもすばらしい人材でありますので、その100%力が発揮できるように整備していただきたい。もう一人の統括監、兼総務課長というのも私はおかしいと思いますよ。これはまた議論していかないといけないと思いますが、そういった整備はしっかりしていただきたい。町長の2期目の、これからのスタートですから、しっかりとそういうことをしていきながらルールはルール、我々議会は我々の立場で言うべきことは言わないといけません。間違ったことをしたら間違っているよと。いいことであればしっかりと応援もするし、そこら辺は町長にしっかりと認識していただきたいんですが、最後に町長の考えをお伺いします。

○ 議長 松川秀清 町長。

○ 町長 平良武康 今回、新たに統括監の職務をつくり上げるということにつきましては、施政方針でもあえて提示いたしましたけれども、その中でもやっぱり議員がおっしゃるような内容等についてのお互いの議論不足をする、その時間帯の不足があったのかなというようなことで、振り返って考えたときにはそういったことも今考えたところでございます。何分、当統括監につきましては、これまでの議会の皆さんとの多くの議論もございました。仲程議員のほうからは記念公園との連携強化は最重要なんだよといったような、過去にそういった議論もございました。そして同時に、課をまたぐに当たっての横断的な組織の運営の在り方についても喜納議員のほうからも過去に議論がございました。とても有効な議論だったと思います。そういった過去の議会

との議論を踏まえ、そしてそのタイミングを迎えておりましたけれども、ことコロナも終息いたしますし、そして新しい時代を迎えるというこのタイミングだなというようなことで急遽急いだわけでございます。コロナ後の疲弊した地域経済、観光経済、地域をどう元気づけるのかといったようなことでとつても急がなければいけないような時代背景を迎えたなというようなことの中で、私のほうが急いで意思決定したというようなことでもあります。その意思決定の中で十二分に考え方が浸透できなかつたことについては、また反省をしながらこれからの対応に生かしていきたいなとこのように思っております。

先ほど喜納議員からご指摘がございましたけれども、議会を軽んじるといったようなことはいささかもございませんので、そのことだけはどうかご理解いただければとこのように思っております。議会が終わった後もそうですけれども、議会で議論された事項については我々執行機関として議論の内容を踏まえて、行動に転換できるものについてはいち早く転換しながら、議会での議論というものも尊重しながらやっているつもりでもあります。ある意味ではこの議会の中でこういった純粋な議論ができるのも、またとてもいいことなのかなとも思います。今後、先ほどもご指摘ありましたけれども、我々も可能な限り議員の皆さんとも意思疎通をこれまで以上に説明等もしながら、ひとつ図りながら対応していきたいとこう思います。これもこれも議員の皆さんも我々も住民の福祉向上のために存在しているわけでありまして、地域住民の福祉向上のためにこれまで以上に、またお互いに誤解のないように意思疎通を図りながらやっていく所存でございます。至らなかつたことについてはおわびも申し上げ、そしてそれをこれからの未来のまちづくりにしっかりと生かしていきたいと思っておりますので、どうかそういうことでございますのでご理解をお願いいたしたいとこう思います。

○ 議長 松川秀清 ほかに質疑ありませんか。14番 具志堅 勉議員。

○ 14番 具志堅 勉 まず初めに、今回就任いたしました上原副町長、それから並里統括監、渡久地建設課長、就任おめでとうございませう。と同時にご活躍を期待したいと思います。

私も、今喜納議員からありましたとおり、重複するようなこともあるかもしれませんが、述べさせていただきます。

3月17日に3月定例会が終わりまして、2週間という月の半分14日間ある中で、私も町長が3月議会の冒頭でおっしゃいました統括監の件、鮮明に残っておりますが、これに記載されたということはその以前から考えがあつたということと同時に議会延長、もしくは14日間の中で臨時議会を起こす時間は十分にあつたと考えます。私ちょっと議員必携も見させていただきました。平成17年までの地方自治法の中で、招集する……言葉はあまりよくない感じがしますが、「暇がないときは専決処分できる」という一文言があります。しかし、平成18年の法改正では、「議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき」というふうにもありますので、先ほど喜納議員がおっしゃつたこの時間的關係は統括監兼総務課長がおっしゃつたのは重々分かります。しかし私も辛口にはなりますが、当人を目の前にして大変心苦しいこともあります。もし、臨時議会及び議会延長であれば、当人がその場にいなくてももう少し議論を深められた可能性もあ

ります。その後、私の後にまたどなたか述べるかどうかは分かりませんが、その必要性ですね、まず1点目、町制施行83年にもなります。その中で私の記憶する限り、町長、副町長、あるいは助役、収入役しかこの特別職というんですか、なかったと思うんですが、今回この統括監の人事に関しては特別職以外ということで専決事項でできるというふうに情報もありました。しかし、その中で条例というのは非常に大事なもので、なかなか変え難い、変えにくいものだと私は思っております。その中で今まで6等級までしかなかったものを7等級に変える事案も、先ほど統括監兼総務課長からも説明がありました、その件も本当に重々議論したいなというふうに考えておりました。というのも私たち町議会というのは行政へのチェック機関であり、そして1万3,000人近い町民の代弁者であります。その中でこの統括監という83年の歴史で置いたがために、税金、今まで以上に五、六百万円、はっきりした金額は分かりませんが出ていくわけです。そういう中で今まで町長、副町長、そして課長と、職員、課長以下120名います。そういう中で誰かと相談したかというのは1点聞きたいです。統括監が必要なのか、果たす役割。

そしてもう1点は、もし記念公園からの出向じゃなければ統括監はほかに必要であったのか。私もさっき町長が述べたように、記念公園からというのは国の機関でありまして、本部町との大変太いパイプ役を担う統括監と思っております。そういう中で今後ですね、4月1日に施行されていますので、その中で果たす役割ですね、そしてこの町制施行83年の歴史において必要であったのかどうかという。そして税金も今まで以上に投入されるわけです。その件も含めて答弁を求めたいと思います。

○ 議長 松川秀清 町長。

○ 町長 平良武康 統括監の職務につきましては、私は以前からその必要性は感じておりましたけれども、今回特にコロナ禍の中から、本当はコロナ時代に入りましていろいろと時代の変わり目にあるということで、もうこの機会というのはとてもある意味では、もう設置しなければいけないような緊急に設置し、そして住民の福祉向上、特に観光経済の復活といったようなことを考えたときに重要な緊急な時期だなというように捉え、この機会というものを捉えたわけでございます。そして職務上のことでありますので、なかなか執行機関の長として幅広く議論も必要かといったようなことも考えたんですけれども、そこは緊急を要するので、私の専権事項として意思決定したというようなことでございます。

そしてあと、財政的なことですが、そこは先ほどもありましたように十分にそのポストを活用しながら、財政を投入する以上のことをしっかりと職務の中で結果を出していければなど。またそうあらねばいけないし、そのように考えております。いずれにせよ特にどのような人材が必要か等についても総合的に判断して、今この町に必要な部署、必要な人材の登用というようなことでいろいろと水面下でも調整をしながらやってきたところであるというようなことでありますので、どうかその点も踏まえてご理解賜ることができればとこのように思います。

○ 議長 松川秀清 14番 具志堅 勉議員。

○ 14番 具志堅 勉 今回のような事態を招かないようにですね町長、今後しっかりと副町長

以下統括監もいらっしゃいます。総務課長以下120名の職員もいますので、また13名という議員もいます。その中でいろいろと前に出してから議論するのではなく、議論の前に相談していただけたら幸いだなと思いますので、その辺も重々踏まえて今後頑張ってくださいと思います。そうしないことには道義的、政治的なものの責任も問われますので、よく考えながら進めていくとすばらしいまた本部町が出来上がるのではないかなと考えておりますのでよろしくお願ひしたいと思います。

最後に、先ほどからいろいろ言われている記念公園とのパイプ役としてなられました統括監のほうに、ひとつ意気込みというか、少々でよろしいですので語っていただければ幸いに思います。よろしくお願ひします。

○ **議長 松川秀清** 産業振興統括監。

○ **産業振興統括監 並里 力** 改めまして14番、具志堅議員にお答えさせていただきます。

私のほうで記念公園、海洋博及び財団のほうとの連携というのは不可欠だと思っております。特にこの本部町においては誘客の装置として水族館があります。今までは素通り観光、水族館にいて町に経済が、お金が落ちないというところが大きな解決すべき案件だったと思います。私がこちらの統括監に着任して真っ先に考えているのは、この本部町を豊かにするという事です。そのためには皆さんと意見交換をしながら、今おっしゃっていただいたとおり様々な問題を解決する手だてになればよいかと思っておりますので、改めてこの場を借りて皆さんの協力をいただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○ **議長 松川秀清** ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許可します。13番 喜納政樹議員。

○ **13番 喜納政樹** 今、質疑の中で様々なやり取りがありまして、町長のお考えや、今具志堅議員が統括監に答弁を求めたとおり、その考えも理解しました。しかし、この議案に対して我々、私はやはりこの給与にかかる条例の改正案を専決でする、専決したということを承認することは私は到底認められませんので、しっかりと我々としても議会としての仕事を果たすべきだと私は考えておりますので、そういった意味でも先ほどから町長や総務課長からもあったとおり、しっかりとやるべきことをやりながら、どんなに緊急性があろうとも行政のルール、議会のルールがありますのでそれにのっとりながらしっかりとやっていただきたいということも踏まえながら、私は今回の専決処分に関しては承認することができませんので、反対ということを意思表示いたします。

○ **議長 松川秀清** 次に賛成討論の発言を許可します。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

次に反対討論の発言を許可します。

(「討論なし」と言う者あり)

反対討論がないようですので、次に賛成討論の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

賛成討論もないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第24号 専決処分の承認を求めることについてを採決します。この採決は起立によって行います。

本案に、承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立少数です。したがって議案第24号 専決処分の承認を求めることについては、承認しないことに決定しました。

承認を求める議案が否決されたので、町長は、地方自治法第129条に基づき、速やかに当該措置に関して必要と認める措置を講ずるとともに、その旨を議会に報告するよう求めます。

日程第5. 議案第25号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。住民課長。

○ 住民課長 安里孝夫 議案第25号 専決処分の承認を求めることについて。本部町税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。令和5年5月12日提出、本部町長 平良武康。

提案理由、地方税法の一部を改正する法律、関係政令及び省令等が令和5年3月31日に公布されたことに伴い、本部町税条例の一部を改正する必要がある。これがこの議案を提出する理由である。

次のページをお願いいたします。専決処分書。地方自治法第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がないため、次のとおり専決処分する。記、本部町税条例の一部を改正する条例の制定について。令和5年3月31日、本部町長 平良武康。

次のページ、1ページから5ページまでが条例となっておりまして、6ページから31ページまでが新旧対照表となっております。

今回の改正内容については、最後の参考資料にて説明させていただきます。議案第25号の参考資料となっております。本部町税条例の一部を改正する条例の主な改正点、1、趣旨、地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴い、本部町税条例の一部を改正する必要性がありました。2、主な改正点、森林環境税、令和6年度から個人住民税均等割に、年間1人1,000円を国税として市町村が賦課徴収する税金が課せられます。その税収は森林環境譲与税として都道府県・市区町村へ譲与されます。本税のポイントといたしましては、平成26年度から令和5年度まで東日本大震災の復興税として均等割にて徴収されておりました税を、令和6年度以降は森林環境税として引き継ぐという形となっております。なので新たな負担ではないことを申し添えます。

続きまして、軽自動車税、種別割において講じている燃料性能等に優れた軽自動車を取得した

年度の翌年度から税率を軽減する特例措置の適用期限を延長する内容となっております。通称グリーン化特例と呼ばれております。本税のポイントといたしましては、軽自動車には年間1万800円の軽自動車税がかかるんですけれども、それに対する減税措置の延長となっております。本町における対象車種は現在ないことを申し添えます。その他法改正に伴う条項等のずれの改正となっております。以上です。

○ **議長 松川秀清** これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許可します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に賛成討論の発言を許可します。

（「討論なし」と言う者あり）

賛成討論もないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第25号 専決処分の承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。議案第25号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認されました。

休憩します。

休 憩（午前11時05分）

再開します。

再 開（午前11時15分）

日程第6．議案第26号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。健康づくり推進課長。

○ **健康づくり推進課長 松本一也** 議案第26号 専決処分の承認を求めることについて。本部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。令和5年5月12日提出、本部町長 平良武康。

提案理由でございます。地方税法施行令の一部を改正する政令が令和5年3月31日に公布され、4月1日に施行されたことに伴い、本部町国民健康保険税条例の一部を改正する必要がある。これが、この議案を提案する理由である。

次のページをお願いします。専決処分書。地方自治法第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がないため、次のとおり専決処分する。記、本部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。令和5年3月31日、本部町長 平良武康でございます。

次のページが税条例の改め文となっております。3ページのほうが新旧対照表になっておりまして、今回の議案の説明については最後のページ、14ページの資料で説明させていただきます。

今回の主な改正でございますけれども、第2条と第23条関係でございます。まず1点目に①

と書いてありますが、保険税の限度額の引上げという形になっております。下の表に書いてあるように、まず基礎課税額、そして後期高齢支援金等分、そして介護分、合わせて国民健康保険税が合計で算出されるんですけども、その中で、後期高齢者支援分の部分を現状が20万円だったものを22万円に改正するものであります。2万円の改正であります。それによって本町の影響なんですけれども、影響する世帯が50世帯ございます。その2万円でございますので、年間の保険税が100万円の税が多くなるということであります。

2点目に、②のところ、保険税の軽減措置の拡充でございます。昨今の経済状況を鑑みまして、軽減世帯の拡充を図ったものであります。まず5割軽減のところの基準額なんですけれども、細かく書いてありますが、この四角の中に「(給与所得者の数-1)×10万円+28万5,000円」の書き出しがありますが、その「28万5,000円」の部分を5,000円引き上げて「29万円」にすることになっております。2割軽減のほうも同じくその部分ですね、説明の中ほどに「52万円」と書いてあるところを1万5,000円引き上げて「53万5,000円」という形になります。それによって5割軽減、2割軽減の軽減者を拡充するということになっております。その影響額としまして、2割軽減世帯が3世帯8名が影響を受けて、2割軽減に該当するということになります。16万8,625円。そして5割軽減の変更が6世帯8名5万2,500円、2割世帯、5割世帯合わせて22万1,125円の拡充が図られたところであります。以上、説明を終わります。

○ **議長 松川秀清** これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。したがって質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許可します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に賛成討論の発言を許可します。

(「討論なし」と言う者あり)

賛成討論もないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第26号 専決処分の承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。議案第26号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認されました。

日程第7. 議案第27号 本部町ガラス系資源リサイクル施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。農林水産課長。

○ **農林水産課長 平安山良信** それでは議案第27号についてご説明いたします。

議案をお開きください。議案第27号 本部町ガラス系資源リサイクル施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本部町ガラス系資源リサイクル施設の設置及び

管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。令和5年5月12日提出、本部町長 平良武康。

提案理由、本部町ガラス系資源リサイクル施設の供用再開に伴い、本部町ガラス系資源リサイクル施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する必要がある。これが、この議案を提案する理由である。

次にページをおめぐりください。次のページは、一部を改正する条例となっております。説明につきましては、次のページをご覧ください。新旧対照表を用いてご説明いたします。

主な箇所につきましてご説明いたします。右側が現行の条例となっております。左側は改正案でございます。まず、条例の題名についてであります。現行は本部町ガラス系資源リサイクル施設の設置及び管理に関する条例となっております。これを左にありますとおり、本部町有機資源リサイクル施設の設置及び管理に関する条例に改めます。

下のほうをご覧ください。第1条の部分です。「本部町ガラス系資源リサイクル施設」とある部分につきまして、「本部町有機資源リサイクル施設」に改める形になっております。第2条（設置）のほうをご覧ください。右側です。読んで説明いたします。現行につきましては、「施設は、ガラスびん等の廃棄物の排出を抑制し、適正な収集、分別、保管、リサイクル等を行い、環境に配慮した循環型地域社会の形成を図ると共に、町民の健康で快適な生活環境を確保するために設置する。」となっております。これを左にありますとおり、「施設は、家畜排せつ物等有機資源の収集、保管、リサイクル等を行い、廃棄物の排出を抑制することで、環境に配慮した循環型地域社会の形成を図ると共に、町民の健康で快適な生活環境を確保するために設置する。」という形に改める形になっております。第3条につきましても文言の修正を行います。第4条、下のほうをご覧ください。右側です。現行につきましては、施設につきましては、「ガラスびん等の廃棄物の収集」などを行うというような表記になっておりますが、これを左にありますとおり、「家畜排せつ物等の有機資源廃棄物の収集」、このような形で改めていきます。

次のページをお開きください。2ページの第6条をご覧ください。（管理等の基準）について定めてありますが、現行は「指定管理者は」という表記になっております。これを「指定管理者等は」という表記に改めます。下の各号をご覧ください。現行は1号から4号までの構成となっております。現状につきましては、特に施設の定休日とか時間について定める規定は考えておりませんので、改正後のものにつきましては、3号・4号をそれぞれ1号・2号に改めて、周辺施設への公害防止等の配慮、また安全指導などの配慮を行うという文言を残すような形にしております。下のほう、第7条（搬入の制限）についてであります。現行の条例につきましては、ガラス系のリサイクルをするためのもので書かれております。これを右のほうをご覧ください。リサイクルに適さない廃棄物という形で、有機物をリサイクルするために適さない廃棄物は搬入してはいけませんよというような形に改めていきます。2号のほうでは、その他、町及び指定管理者等が処理できないと判断したのもも搬入してはいけませんよという形になっております。あと下のほう、第9条（利用料）、あと次のページをご覧ください。第10条で（利用料の返還）とい

う条項がありますが、この部分につきましては、利用料については現在の時点では想定しておりませんので、この条文については削除します。

下のほう、現行の条例の第11条（事業の報告）という部分があります。この部分の下の線がある部分、財産目録、貸借対照表、収支計算書という部分を今回削除するということですね。今回は指定管理者制度、この条例で指定管理することができるのでありますが、従来の管理委託でさせるということでこの部分を削除しております。別表につきましても削除する規定となっております。以上で説明を終わります。

○ 議長 松川秀清 これから質疑を行います。3番 山川 竜議員。

○ 3番 山川 竜 昨年11月の臨時議会で、動産の買入れ契約をされているかと思えます。ホイールローダーの購入とダンプトラックの購入を締結しているんですが、まず確認したいんですが、この施設と関連する昨年11月の動産の契約だったのかというのを1点確認したいのと、まずこの1点をお願いします。

○ 議長 松川秀清 農林水産課長。

○ 農林水産課長 平安山良信 3番、山川議員にご説明いたします。

議員からお話がありました昨年契約した備品の件につきましては、この施設で利用するというので、この施設と関連しているものであります。以上です。

○ 議長 松川秀清 3番 山川 竜議員。

○ 3番 山川 竜 であればですね、この条例が先に改正されていなければですよ。もし、今日否決されたら、昨年購入したホイールローダーとダンプトラックは活用することがなくなるわけですね。ということは今臨時議会で出ているこの条例の改正を先にすべきだったと思うんですけども、どのように考えていますか。

○ 議長 松川秀清 農林水産課長。

○ 農林水産課長 平安山良信 3番、山川議員にご説明いたします。

昨年の備品の購入についてであります。地域の農家の皆さんから辺名地地域の豚舎から出る有機物を有効に利活用したいという相談が町にありました。それを受けて町は何らかの手だて、何かの支援ができないかということでいろんな事業を検討していく中で、一括交付金を使って先ほど議員から質疑のありましたジッパーとかホイールローダー、運搬車などを事業化して予算化してきました。その中で先ほど議員から話がありました指定管理の話でありますけれども、条例改正ですね。このガラス系資源リサイクル施設につきましては、ガラス系資源のリサイクルということで、リサイクルの中で有機物も一緒に含められないかとか、あとは組合と調整していく中でどのような利活用をしていくかという、調整するものがありまして、今回その調整に時間がかかってしまって今になっているような状況であります。以上です。

○ 議長 松川秀清 3番 山川 竜議員。

○ 3番 山川 竜 調整はいろいろ大変かと思えます。いろいろな業務がある中で業務調整というのは複雑なのかなというふうに思うんですが、議会に上げる議案の順番ですね、できる限り

矛盾が生じないようにしっかりとさせていただきたいというふうに思いますので、まずこの有機資源リサイクル施設をしっかりと活用できるように、安全に配慮しながらさせていただきたいと思えます。議案に関しては、まず順番をしっかりと守っていただきたいなというのがありますので、今後よろしく願いいたします。以上です。

○ 議長 松川秀清 ほかに質疑ありませんか。8番 具志堅正英議員。

○ 8番 具志堅正英 休憩をお願いします。

○ 議長 松川秀清 休憩します。

休 憩 (午前11時32分)

再開します。

再 開 (午前11時34分)

8番 具志堅正英議員。

○ 8番 具志堅正英 このガラス系資源リサイクル施設の中に入っていた軽石化するための機械とか、そういう施設の中の機械とかは今どうなっていますか。

○ 議長 松川秀清 農林水産課長。

○ 農林水産課長 平安山良信 8番、具志堅議員にご説明いたします。

この機械につきましては、耐用年数が過ぎてもう使用できなくなりましたので処分しております。以上です。

○ 議長 松川秀清 8番 具志堅正英議員。

○ 8番 具志堅正英 この新しい有機資源リサイクル施設で作られたリサイクル製品ですけれども、主に有機肥料になると思うんですが、これの保管施設——収集保管施設とあるんですけれども、収集保管だけするんですか。作った有機肥料とかはどうなりますか。

○ 議長 松川秀清 農林水産課長。

○ 農林水産課長 平安山良信 8番、具志堅議員にご説明いたします。

この施設につきましては、例えば豚舎から出る家畜のふん尿ですね、そういったものをここに集めて、それに地域で伐採した草木、枝などを細かくしたものをブレンドして、そこで堆肥化してそこで保管すると。それは組合員がやりますよと。その組合員でまずはその有機物を地域で利用していきますよと、そういう形で考えております。以上です。

○ 議長 松川秀清 8番 具志堅正英議員。

○ 8番 具志堅正英 じゃあその有機化した有機肥料というんですか、これを組合員に配付する。その組合員の募集も同時に行うと、この辺全然分からないんですけれども、この条例からは。

○ 議長 松川秀清 農林水産課長。

○ 農林水産課長 平安山良信 8番、具志堅議員にご説明いたします。

現在、辺名地でこの施設を利用したいという方々が集まって組合を設立しております。13名の方が組合員として加入しておりますが、まずこの方々で実証的に辺名地から出てくる豚ふんをここに集めて、どれぐらいのほかの資材をブレンドしてどういったものができるかというものを試行錯誤しながら堆肥を作って自分たちでやっていく。今後それが軌道に乗れば、その組合員の中で新たな方を取り込んで地域に広げていくというような形で今進めているところであります。以

上です。

○ 議長 松川秀清 ほかに質疑ありませんか。14番 具志堅 勉議員。

○ 14番 具志堅 勉 2点伺います。

まず、以前にも話したことがあるんですが、排せつ物に対する臭いの影響ですね、もしあるんですしたら住民説明会が必要かなと思います。まず1点目ですね。

もう一つは、新条例案の中で指定管理者等とあるんですが、この「等」は誰を指しているのかという、2点ですね、お伺いしたいと思います。

○ 議長 松川秀清 農林水産課長。

○ 農林水産課長 平安山良信 14番、具志堅議員から2点の質疑がございました。

1点目の排せつ物について臭いがあるかどうかについてであります。我々としましてはできるだけ食肉センターから運ぶ際にある程度水分を取って影響がないようなものを運んでいきたい。それにつきましては、またその施設の中に入れて雨に濡れないように管理をしっかりやりますので、その部分はクリアできるのではないかと考えております。そういう形でまた指導はしていきます。

あともう1点の指定管理者等ということですが、この条例につきましては指定管理をさせることができるということで、指定管理させて、その中で例えば収入を得たり、いろいろな権限を与えてやっていくときにこの条例を使ってまた協定等を結んでいくんですが、今の段階では組合を立ち上げて、これから本格的に実証に入っていくとそういう段階でありますので、今の段階では指定管理の協定はまだ締結できないというのがあります。そういうものがあって、今の組合とは管理委託という形で、形的には町が直営で管理していると。その部分で食肉センター、組合とも協力して、どうしても組合のボランティアで堆肥を作ったりとそういうのがありますので、そういうものの力も借りながら実証的にやっていくということで指定管理者等という形で、例えば今の委託する管理者なども含めた形で解釈できるように「等」という形でまとめてあります。以上です。

○ 議長 松川秀清 ほかに質疑ありませんか。13番 喜納政樹議員。

○ 13番 喜納政樹 1点だけ。指定管理ではまだないと。管理委託しているということで、じゃあ管理委託契約か何かしているのかどうかというのと、もしこの場所で、今、町の施設をその団体に貸しているという意味合いだと思うんですが、事件、事故が起こったとき誰の責任になるのか。そこら辺を明確にしているのか。ちょっとお伺いしたいと思います。

○ 議長 松川秀清 農林水産課長。

○ 農林水産課長 平安山良信 13番、喜納議員から2点のご質疑がありました。

1点目の契約についてであります。まだ現状契約はしておりません。昨年事業化して、一括交付金でいろんな備品等を購入しておりますが、まだ入荷していない備品もありますので、これらが本格的に入った段階で本格稼働をしていくんですが、それに向けて契約の準備をしている段階であります。その前に今回管理条例を改正してですね、議員の皆様にも十分ご理解していただ

いて進めるということとなってきます。その中で、また事故等の責任ですね、保険関係についてもまたしっかり議論していきたいということでもあります。町の施設でありますのでしっかりとやっていきます。

○ 議長 松川秀清 13番 喜納政樹議員。

○ 13番 喜納政樹 今の説明では、そういった管理委託契約などの部分でそういった事故、事件などは明確にしていくということによろしいですか。もう一度お願いします。

○ 議長 松川秀清 農林水産課長。

○ 農林水産課長 平安山良信 13番、喜納議員にご説明いたします。

これから契約を結んでいきますので、その中でしっかり組合とも話し合っ、もちろん事件、事故が起こらないような体制づくり、また指導づくり、そのときの対応についてもしっかり定めていきたいと考えております。以上です。

○ 議長 松川秀清 13番 喜納政樹議員。

○ 13番 喜納政樹 今現在もそういう、今も使われているんですね、あの場所ね、恐らく。これまでも。休憩をお願いします。

○ 議長 松川秀清 休憩します。

休 憩（午前11時43分）

再開します。

再 開（午前11時44分）

13番 喜納政樹議員。

○ 13番 喜納政樹 じゃあ、これから使ってですね、そういった管理委託契約や条例の中では休日や、いつからいつまで稼働するみたいなものも書かれていませんから、そこら辺もその地域の方々に迷惑にならないようにしっかりと、条例では管理委託契約なのでしっかりと明記していただきたいと思います。これは答弁いいです。以上です。

○ 議長 松川秀清 ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

質疑なしと認めます。したがって質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許可します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に賛成討論の発言を許可します。

（「討論なし」と言う者あり）

賛成討論もないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第27号 本部町ガラス系資源リサイクル施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。議案第27号 本部町ガラス系資源リサイクル施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第 8. 議案第 28 号 令和 5 年度本部町一般会計補正予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。住民生活統括監兼総務課長。

○ 住民生活統括監兼総務課長 仲宗根 章 議案第 28 号でございます。

令和 5 年度本部町一般会計補正予算について。令和 5 年度本部町一般会計補正予算を別紙のとおり提案し議会の議決を求める。令和 5 年 5 月 12 日提出、本部町長 平良武康。

次の次のページをお願いいたします。令和 5 年度本部町一般会計補正予算。令和 5 年度本部町一般会計補正予算は、次に定めるところによる。(歳入歳出予算の補正) 第 1 条、歳入歳出予算の補正後の総額は、歳入歳出にそれぞれ 3,259 万 9,000 円を追加し、歳入歳出それぞれ 100 億 576 万 7,000 円とする。2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

それぞれを事項別明細書でもって説明いたします。事項別明細書の 4 ページ、5 ページをお願いいたします。歳出から説明をいたします。今回は民生費のみの補正となっております。民生費の 5 ページの上段の枠でございますが、こちらは食品等の物価高騰に直面し、影響を受ける低所得世帯の子育て世帯に対しまして特別給付金を支給することにより、その実情を踏まえた生活支援を行うということで、全国一律的に実施される事業でございます、なるべく 5 月中にこの低所得世帯に行き渡るように予算措置をとということで国から通知が来ていますので、今回補正予算でもって対応することとしているものでございます。

まず、5 ページ、一番上段の低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)でございますが、こちらは全体で 17 万 4,000 円の事業費を組んでおります。こちらはひとり親世帯に係る分は、沖縄県が直接給付をいたします。本町はその通知事務等を行いますので 17 万 4,000 円でございます。給付額でございますが、児童 1 人当たり 5 万円となっております。ですので、2 人いましたら 10 万円ということになります。世帯ではなく子供の数での給付でございます。その下の 2 番目、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(その他世帯分) 3,143 万 8,000 円、こちらはひとり親世帯を除く低所得世帯の子育て世帯に対する給付でございます。こちらは本町が直接給付するものでございます。599 名の分を見込んでおります。県の支給分は 302 名を見込んでおりまして、合計 901 名の児童分の給付を見込んでおります。そちらの給付費、そして事務費関係を計上しております。いずれも 10 分の 10 国庫事業となります。5 月末日には第 1 回目の給付ができるよう、通過しましたら作業に取りかかります。続きまして、同じく 5 ページの下段、工事請負費でございます。保育所費、工事請負費 98 万 7,000 円、こちらは渡久地保育所のエアコンの取付け、取替え工事でございます。渡久地保育所のエアコン 1 台が老朽化により故障したため、新たなエアコンを設置するために計上しております。こちらは単費でございます。

前に戻りまして、歳入を説明させてください。2 ページ、3 ページ目をお願いいたします。地方交付税、こちらは先ほどの保育所のエアコンの取替え工事は交付税を充てます。そしてその下、児童福祉費の補助金 3,161 万 2,000 円は、先ほど説明いたしました児童 1 人当たり 5 万円の国庫分 10

分の10を措置しているものでございます。以上、説明を終わります。

○ 議長 松川秀清 これから質疑を行います。3番 山川 竜議員。

○ 3番 山川 竜 確認だけさせていただきたいんですけども、児童措置費の中の、このその他世帯分のその他世帯という内訳というんですかね、詳細をお伺いしたいのと。

あとトータル901名が対象になっているということなんですが、何名に対して901名なのかという総数を知りたいので教えてください。この2点です。

○ 議長 松川秀清 子育て支援課長。

○ 子育て支援課長 崎原 誠 3番、山川議員にご説明いたします。

その他世帯につきましては、総数で599名の支給の予定となっております。そのうち539名にしましては、昨年度の同様の給付金がありまして、その受給者に対する数になっています。実績に基づくものです。そのほかですね、家計急変とか新たな出生とありますので、その見込みとして60名、合計で599名をその他世帯として見込んでいるところでございます。

今回の本町の3月末の対象となる18歳未満の子供の数が2,139名おりまして、そのうちの599名が今回の対象者と見込んでいるところでございます。以上です。

すみません、答弁漏れです。その他世帯につきましては、まず1点目が非課税世帯のお子さんです。2点目に今年、令和5年1月以降に家計への急変した世帯、これは例えば今年度の課税状況の確認ですとか、あとは申請に基づいて判定していきます。もう1点が先ほど言いました新たに出生した子供で、今回の要件に該当するお子さんということになっております。以上です。

○ 議長 松川秀清 ほかに質疑ありませんか。13番 喜納政樹議員。

○ 13番 喜納政樹 この事業の、確認したいのは事業スキームというか、先ほど総務課長の中でのなるべく5月中とおっしゃっていましたが、この国庫補助事業でいつまでにどれだけどういった作業をしないといけないのか。5月を超えても大丈夫なのか。何で気になったのかというのは、時間外手当もついていきますよね。25万7,000円という少ない数で時間外手当がありますが、ということは職員もかなりのスピード感を持ってやらないといけないと思うんですが、いつまでにやらないといけない事業なのか。そこを教えてください。

○ 議長 松川秀清 子育て支援課長。

○ 子育て支援課長 崎原 誠 13番、喜納議員にご説明いたします。

まず1点目に該当者として、昨年と同様の給付金を受給した方がまず最初の該当者となります。この方たちに対してはプッシュ型の給付となっております。実績に基づいて昨年の給付した口座に直接申請なしで給付することになります。

それ以外の家計急変とか新たな出生等に関しましては、その後の申請に基づきながら判定と給付を行っていくんですが、対象となる出生の日が令和6年2月29日までの出生に関しましては、今回の給付金の該当になります。非課税に該当すればですね。その方たちの最後の支給日を来年の令和6年3月15日と想定しておりますので、その期間内に申請の受付と支給をしていくこととなります。以上です。

○ 議長 松川秀清 13番 喜納政樹議員。

○ 13番 喜納政樹 その子育て支援課が今やらないといけない事業、5月中と先ほどおっしゃっていましたが、どういった作業が、それがありますか。

○ 議長 松川秀清 子育て支援課長。

○ 子育て支援課長 崎原 誠 13番、喜納議員にご説明いたします。

今回議案可決されましたら、こちらとしては対象者を抽出するためにシステムの改修を行います。予算化しております。それと同時に通知、まず最初の5月30日の対象者に通知の発送がございます。5月末、30日に合わせて給付、振込の作業ということになります。5月30日に向けてはそういった作業があります。

○ 議長 松川秀清 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。したがって質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許可します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に賛成討論の発言を許可します。

(「討論なし」と言う者あり)

賛成討論もないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第28号 令和5年度本部町一般会計補正予算についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。議案第28号 令和5年度本部町一般会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

日程第9. 決議第1号 議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。本案は、別紙のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって決議第1号 議員派遣の件は、別紙のとおり可決されました。

議決事件の議事整理についてお諮りします。会議規則第45条の規定により、令和5年第2回本部町議会臨時会において議決した事件の条項、字句、数字、その他の整理を議長に一任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって本臨時会において議決した事件の条項、字句、数字、その他の整理を議長に一任することに決定しました。

本臨時会に付された事件は、全て終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

令和5年第2回本部町議会臨時会を閉会します。

閉 会 (午後0時01分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

本部町議会議長 松 川 秀 清

本部町議会議員 長 濱 功

本部町議会議員 山 川 竜